

○吹田市介護保険条例

平成12年3月31日条例第11号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条）

第3章 保険料（第3条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

第5章 罰則（第16条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、本市の行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数等）

第2条 吹田市介護認定審査会（第3項において「認定審査会」という。）の委員の定数は、300人以内とする。

2 委員の任期は、3年とする。

3 前2項に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料

（保険料率）

第3条 第1号被保険者に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,289円
- （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,984円
- （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,245円
- （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 65,940円
- （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 75,360円

(6) 次のいずれかに該当する者 81,012円

ア 合計所得金額（令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が600,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護（生活保護法第2条の規定による保護及び支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,896円

ア 合計所得金額が1,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 84,780円

ア 合計所得金額が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 88,548円

ア 合計所得金額が1,600,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 97,968円

ア 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 118,315円

ア 合計所得金額が2,600,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 120,576円

ア 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 139,416円

ア 合計所得金額が4,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 158,256円

ア 合計所得金額が5,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 173,328円

ア 合計所得金額が6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 188,400円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 203,472円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

(18) 次のいずれかに該当する者 218,544円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 241,152円

ア 合計所得金額が25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(20) 前各号のいずれにも該当しない者 263,760円

2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者に係る保険料の減額賦課として、前項第1号から第3号までに掲げる者に係る保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 21,478円
- (2) 前項第2号に掲げる者 33,912円
- (3) 前項第3号に掲げる者 50,868円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に、同日において該当していた保険料率の区分（前条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。）と異なる保険料率の区分に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月以前の期間及び同日の属する月以後の期間についてそれぞれ月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定した第1号被保険者に係る保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(普通徴収の保険料の徴収方法)

第5条 普通徴収の方法によって徴収する保険料のうち、第3条の規定による保険料率に係るものは、第1期から第10期までの納期限により徴収するものとする。

- 2 普通徴収の方法によって徴収する保険料のうち、前条第1項の規定による保険料率に係るものは、前項に規定する納期限のうち市長が適当と認める納期限により徴収するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する納期限と異なる納期限により保険料を徴収することができる。

(普通徴収の各納期限に係る保険料の額)

第6条 各納期限に係る保険料の額は、当該年度の保険料の額を当該年度における納期限の数で除して得た額（市長が必要があると認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額）とする。

- 2 前項の規定により算定した各納期限に係る保険料の額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て当該年度における最初の納期限に係る保険料の額に合算するものとする。

(普通徴収の保険料の納期限)

第7条 第5条第1項に規定する保険料の納期限は、6月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、28日）とする。

(保険料の額の通知)

第8条 市長は、保険料の額を定め、又は変更したときは、速やかに、その額及び徴収方法を第1号被保険者又は連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項に規定する者をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

(普通徴収の保険料の納付)

第9条 第1号被保険者又は連帯納付義務者が保険料を納付しようとするときは、指定の期限までに納入通知書を添えて、指定金融機関、収納代理金融機関又は会計管理者に納付しなければならない。

(過誤納金の還付等)

第10条 市長は、第1号被保険者の過納又は誤納に係る保険料その他徴収金がある場合は、これを当該第1号被保険者に還付する。ただし、当該第1号被保険者について未納に係る保険料その他徴収金があるときは、その過納又は誤納に係る保険料その他徴収金をこれに充当することができる。

(督促手数料)

第11条 市長は、督促状を発したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。

(保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、第1号被保険者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限ってその保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者又は主たる生計維持者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、又は主たる生計維持者が死亡したこと。
- (3) 第1号被保険者又は主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者又は主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、第1号被保険者の生計を維持する上で市長が特に必要と認める事情があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減額又は免除)

第13条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより保険料の納付が著しく困難であると認める場合においては、第1号被保険者の申請により、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、第1号被保険者が法第63条の規定により介護給付等を受けることができない場合においては、当該第1号被保険者の申請により、その期間に係る保険料を免除することができる。

3 第1項の申請をする者は納期限までに、前項の申請をする者は市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者の氏名及び住所

(2) 第1項の申請にあつては、主たる生計維持者の氏名及び住所

(3) 納期限及び保険料の額

(4) 減額又は免除を受けようとする理由

(保険料に関する申告等)

第14条 第1号被保険者は、毎年度5月31日まで（同日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税（令第38条第1項第1号イ(1)に規定する市町村民税をいう。）の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1

号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第16条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し100,000円以下の過料を科することができる。

第17条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し100,000円以下の過料を科することができる。

第18条 市長は、被保険者（法第9条各号に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科することができる。

第19条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第20条 第16条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第16条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（省略）

附 則（令和3年3月31日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。